

# 富山県パートナーシップ宣誓制度へのご協力のお願い

富山県では、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束する二人が、知事に対して、パートナーシップにあることを宣誓し、県から二人の関係性を証明する受領証を交付するパートナーシップ宣誓制度（※）を令和5年3月1日から開始しています。

（※）性的少数者に限定するものではなく、異性のカップルも利用可能です。

（※）この制度には、婚姻と同等の法的効力はありません。

## 【県が発行する受領証】

おもて 無地版

おもて レインボー版

うら（共通）

富山県 第 号  
パートナーシップ宣誓書受領証  
富山県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。  
(本人) (パートナー)  
年 月 日  
富山県知事 新田 八朝

富山県 第 号  
パートナーシップ宣誓書受領証  
富山県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。  
(本人) (パートナー)  
年 月 日  
富山県知事 新田 八朝

氏名(いずれか又は双方が通称を使用している場合の戸籍等の記載氏名)  
(本人) (パートナー)  
特記事項  
※緊急連絡先(この欄の記載は自由です。)  
急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。  
(氏名と連絡先)  
※子の氏名(記載を希望する場合)  
1 2  
【問い合わせ先】富山県生活環境文化部県民生活課  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL(076)444-9646  
E-mail: akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

県では、パートナーシップ宣誓を行った二人が、法律上の配偶者と同じように社会に認められ自治体や事業者等から配偶者と同様のサービスを受けられるよう、県内事業者様、県民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

県や市町村では、公営住宅の入居や公立病院における面会や病状説明において、受領証を提示すると配偶者と同様のサービスを利用できることとしております。

また、県内事業者の皆様で本制度の趣旨にご賛同いただき、パートナーシップ宣誓を行った二人に配偶者と同様のサービスのご提供いただける事業者名を県ホームページで紹介させていただいており、今後もサービスを拡大していきたいと考えております。

ご協力いただける事業者様におかれましては、応募用紙に必要事項を記載のうえ、下記問い合わせ担当までメールやFAX等により送付ください。

なお、応募用紙等については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1711/20230130.html>

また、以下の点についてもご検討いただければ幸いです。

- ・採用面接で性的少数者を排除しない
- ・就業規則を性の多様性の視点が含まれるよう見直す
- ・多様性の尊重を宣言する
- ・性の多様性の象徴の一つである6色のレインボーを掲示する
- ・社内の福利厚生をパートナーシップ宣誓制度に利用できるよう見直す など

問い合わせ先 富山県生活環境文化部県民生活課 人権啓発担当 Tel 076-444-9646

FAX 076-444-3477 E-mail ml-partner@pref.toyama.lg.jp

